

松山市N e t 1 1 9利用規約

(はじめに)

松山市消防局（以下「当消防」といいます。）が提供するN e t 1 1 9緊急通報システム（以下「N e t 1 1 9」といいます。）を利用される方は、本規約の全てをお読みいただき、ご同意いただいた場合に限り、利用者登録をした上でN e t 1 1 9をご利用いただくことができます。

(適用範囲)

本規約は、N e t 1 1 9とこれに付帯関連するサービスの全てに適用されるものとします。

(サービス概要)

N e t 1 1 9は、聴覚や言語機能の障がいなどのため音声での119番通報に不安のある方が、お持ちのスマートフォンやタブレット端末、フィーチャーフォンなど（以下「スマートフォンなど」といいます。）からインターネット（Web）を使って緊急通報できるシステムです。

(利用条件)

- (1) 利用対象者は、聴覚や言語機能の障がいなどのため音声での119番通報に不安のある方で、本市に住所のある方、又は本市に通勤・通学される方です。音声での通報ができる方は音声での119番通報をご利用ください。
- (2) N e t 1 1 9の利用には、事前に利用者登録が必要です。
- (3) 第三者が正規の利用者になりすましていたずら通報が行われ、正規の利用者がトラブルに巻き込まれることを回避するため、N e t 1 1 9では厳格なセキュリティ対策を行っています。これに伴い、安全な通信ができないスマートフォンなどでは、N e t 1 1 9が利用できない場合があります。

(安全な通信ができないスマートフォンなどを使用する場合、悪意のある第三者から通信内容を盗み見られる、通報内容を書き換えられるなどのおそれがあるため、新しい機種に買い換えて安全な通信での利用を推奨します。)

- (4) 利用にあたっては、位置測位機能を搭載し、インターネットに接続ができて電子メールを使うことができるスマートフォンなどが必要となります。
- (5) 通報を行うには位置測位機能を有効に設定する必要があります。
- (6) 通報が必要な緊急時には、位置測位機能の設定を変更することが困難な場合もあるので、常に有効にしておくことをおすすめします。
- (7) 迷惑メールフィルタリングなどをご利用の場合には、Net 119からの電子メールを拒否しないよう設定してください。受信拒否（ドメイン指定など）が設定されている場合は、設定を解除いただくか、ドメイン受信設定の登録をお願いします。（機種毎に設定方法が違いますので、設定方法が不明な場合は、各利用端末の取り扱い説明書や販売店などで、ご確認をお願いいたします。）
- (8) 利用するスマートフォンなどは、端末ロックなど、第三者に容易に操作されないよう厳重に管理してください。
- (9) 認証エラーなどが発生し、利用できない場合は、「お問い合わせ先」に記載の連絡先までご連絡ください。
- (10) 緊急通報以外には使用できません。

(利用者登録の注意)

- (1) 複数のスマートフォンなどをご利用の場合は、1台ごとに登録が必要になります。
- (2) 利用登録にあたっては、通報を受けた消防が迅速に対応するための情報として、次の情報の登録が必要になります。

「氏名（フリガナ）」、「生年月日」、「性別」、「住所」、「電話番号」、「電子メールアドレス」

※使用できる文字：英数字、.（ピリオド）、-（ハイフン）、_（アンダーバー）、@（アットマーク）

※電子メールアドレスに、連続したピリオド（..）やアットマークの直前のピリオドは使用できません。

- (3) 通報者が救急隊や消防隊に通報場所を素早く伝えるための情報として、よ

く行く場所の情報を登録することができます。いざという時に、当消防が通報者との連絡を確保する上で貴重な情報ですので、登録することをおすすめします。

(4) 通報時に体調不良などの理由で連絡がとれなくなった場合に備え、救急隊や消防隊が場所を特定するために使用する情報として、連絡先や緊急連絡先に関わる情報を登録することができます。いざという時に、当消防が通報者との連絡を確保する上で貴重な情報ですので、登録することを強くおすすめします。

(5) 通報時に何らかの理由で当消防から利用者に連絡が取れなくなってしまった際には、緊急連絡先に登録された方に居場所の問い合わせを行う場合があります。ご家族などの問い合わせにご対応いただける方を登録してください。

(6) 緊急連絡先を登録しようとする場合は、事前に緊急連絡先として登録される方から同意を得てください。登録後に当消防から登録された方に意思の確認を行う場合があります。

(7) 登録いただいた利用者情報は、緊急時に当消防が判断した場合で、消防救急活動に必要と認められる範囲で、行政機関や医療機関、警察などに情報提供を行います。また当消防以外の消防機関が通報を受付けた場合も同様の取り扱いとなる場合があります。

(8) 以下の事由が発生した場合には、速やかに「お問い合わせ先」に記載の連絡先までご連絡ください。

①住所や電子メールアドレスなど、登録済の利用者情報に変更があった場合

②スマートフォンなどの機種変更を行った場合

③Net119の利用を中止したい場合

(9) Net119の利用意思を確認するために、当消防から登録者様宛に電子メールを送信させていただくことがあります。必ず内容をご確認いただき、必要に応じて返信をしてください。長期間にわたり応答がない場合など、登録者様のご利用意思を確認できない場合には、当消防で利用の停止又は利用者情報を抹消することがあります。

(10) 登録者様別に発行される本登録用URLは個人を認証する情報になりますので、なりすまし通報の防止の為、他人に知らせないでください。

(通報時の注意点)

(1) 音声での119番通報ができる方が近くにいる場合は、Net119の「他の人にお願ひする」機能で、音声での119番通報を依頼してください。(※1)

(2) 通報を行う際には、初めに「通報する」を選択し、続けて「火事」、「救急」の通報種別を選択し、その次に、現在の位置を「自宅」、「外出先」又は「よく行く場所」から選択してください。(※2)

(3) 現在の位置として「自宅」又は「よく行く場所」を選択した場合は、事前に登録した住所が消防に送られます。「外出先」を選択した場合は、位置測位情報が消防に送られます。位置測位結果から正しい位置情報が得られない場合には、送信前に地図を操作して正しい現在の位置に修正してください。

(※2)

(4) 現在の位置の入力が完了すると、通報が消防に接続され、チャットを開始します。詳しい状況を教えてください。(※3)

(5) チャットに用いる言語は日本語とし、絵文字などは使用しないでください。日本語以外の言語を使用した場合は、対応に遅れが生じたり、対応できない場合があります。(※3)

(6) チャットが途中で切断された場合や聴取完了後に、消防から登録された電子メールアドレス宛に「呼び返しメール」を送付する場合があります。電子メールが受信できる状態にしてください。(※3)

(7) 「呼び返しメール」が確実に受信できるように、登録している電子メールアドレスに変更があった場合には、忘れずに登録情報の変更を行ってください。

(8) 通報地点が不明な場合（取得した位置情報が大きくずれている場合など）は、別の手段での通報（第三者からの通報など）を案内する場合があります。

(9) 「練習する」機能を活用することで、実際に通報が必要になった際に備えて操作に慣れておくことができます。「練習する」機能では、実際の通報と同様の操作での通報体験ができますが、当消防に通報されることはありませんので、気兼ねなくお使いください。(※4)

(10) 明らかにいたずら通報と解される場合は、以後の通報の受信を拒否する場合があります。

(サービスが利用できない場合)

(1) N e t 1 1 9 を利用するためには、携帯電話会社の通信網を使うことから、トンネル・地下・建物の中のように電波の届きにくい所、通信網のエリア外など、N e t 1 1 9 を利用できない場所があります。

(2) インターネットを利用しているため、通信事業者やプロバイダ事業者などの工事、メンテナンス、混雑、通信電波状況などの影響で利用できない場合があります。

(3) 何らかの理由でN e t 1 1 9 での通報ができない場合には、N e t 1 1 9 以外の手段で1 1 9 番通報を行ってください。

(4) N e t 1 1 9 のメンテナンスを行う場合には、通報ができないことを当消防から事前に登録していただいた電子メールアドレスへ通知しますので、常に電子メールを受信できるようにしてください。

(5) 当消防は、利用者への事前の通知を行うことで、いかなる補償をすることもなくN e t 1 1 9 の全部又は一部を、停止、変更、休止又は廃止できるものとしします。

この停止などで利用者又は第三者に損害が生じた場合であっても、当消防は、何らの責任も負わないものとしします。

(個人情報の取り扱い)

(1) 当消防は、N e t 1 1 9 で収集した個人が特定される、又は特定され得る情報（他の情報との照合で個人を特定できる情報を含みます。）（以下「個人情報」といいます。）を、松山市個人情報保護条例に基づき、適正に管理し、

登録された個人情報は、N e t 1 1 9 を利用した緊急通報に係る業務の範囲内で使用し、目的外使用はしません。

- (2) 当消防の管轄外からの通報が行われた場合、その場所を管轄する消防（以下「管轄消防」といいます。）へ通報を転送します。その際、登録いただいた利用者情報も含めて管轄消防へ転送することがあります。なお、N e t 1 1 9 の転送ができない場合、受信した通報情報と利用者情報を管轄消防へ提供します。
- (3) 前号の場合、管轄消防から搬送先医療機関へ、登録情報を含む通報情報を提供することがあります。
- (4) N e t 1 1 9 の利用者登録情報と通報内容（通報画面（チャット画面など）に入力される情報と通報した位置情報など）が、N e t 1 1 9 の運用保守と消防救急業務の記録保全を目的として、当消防とコンピュータシステムの運用保守を行う事業者（ソフトウェアとハードウェアの保守の委託先を含みます。）にアクセスされます。
- (5) 退会などに伴う登録抹消の後でも、登録者情報と通報内容並びに通信履歴は、N e t 1 1 9 の運用保守と消防救急業務の記録保全を目的として、相当の期間が経過するまで保管します。
- (6) 個人情報の開示・訂正・削除などのお問い合わせは、当消防までご連絡ください。

（利用者の責任）

利用者は、自己責任でN e t 1 1 9 を利用するものとします。サービスの利用に必要な機器の準備と通信料の負担は、利用者の責任で行うものとします。当消防は、N e t 1 1 9 を慎重に管理しますが、利用者がN e t 1 1 9 の利用に際して行った一切の行為とその結果に、何ら責任を負わないものとします。なお、利用者にこの行為で被った損害があるとき、その損害の原因が当消防にある場合を除き同様とします。

（禁止事項）

Net 119の利用にあたって、以下の行為又はそのおそれがある行為を行ってはならないものとします。以下の行為が認められた場合には、機能を制限する、登録を抹消するなどの措置をとらせていただく場合があります。

- ①法令に違反する行為
- ②本登録用URLを他に漏らす行為
- ③インターネット上で一般的に遵守されている規則などに違反する行為
- ④当消防又は第三者に不利益又は損害を与える行為
- ⑤人権侵害・差別行為、これらを助長する行為
- ⑥公序良俗に反する行為
- ⑦自殺を誘引又は勧誘する行為
- ⑧虚偽の情報を登録・投稿・送受信する行為
- ⑨当消防の書面での事前の承諾を得ずに、Net 119に関連して営利を追求する行為
- ⑩当消防のNet 119の運営を妨害する行為
- ⑪Net 119の信用を失墜、毀損させる行為
- ⑫Net 119を譲渡、貸与、公衆送信、使用許諾する行為
- ⑬Net 119を複製、翻案、編集、改変、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングする行為
- ⑭その他、当消防が不適切と判断する行為

(知的財産権など)

(1) Net 119に関するコンテンツの権利(所有権、特許権・著作権などの知的財産権、肖像権、パブリシティー権など)は、当消防又はこの権利を有する第三者に帰属しています。

(2) 利用者は、Net 119を利用するにあたって、一切の知的財産に係る権利を取得することはないものとし、当消防は、利用者に、Net 119に関する知的財産権の非独占的かつ譲渡不能の実施権ないし使用权を許諾するものとします。利用者は、Net 119を本利用規約に従ってのみ利用することができます。

(3) 利用者は、所有権、知的財産権、肖像権、パブリシティー権など、N e t 1 1 9に関する一切の権利を侵害する行為をしてはならないものとします。

(4) 本条の規定に違反して権利侵害などの問題が発生した場合、利用者は、自己の負担と責任で、かかる問題を解決するとともに、当消防に何らの迷惑又は損害を与えないものとし、仮に当消防に損害を与えたときは、当消防にこの損害の全てを賠償していただきます。

(免責事項)

(1) N e t 1 1 9に係る情報が利用者若しくは第三者の権利を侵害し、又はこの権利侵害に起因して紛争が生じた場合であっても、その侵害と紛争に、当消防は、何らの責任も負わないものとします。

(2) 利用者の端末機環境又は通信環境などその他の理由でN e t 1 1 9が正常に利用できない場合がありますが、このことで利用者に生じた損害に、当消防は、何らの責任も負わないものとします。

(3) N e t 1 1 9を利用者の端末機に登録するにあたって利用者の端末機がコンピュータウイルスなどに感染し、利用者に損害が生じた場合であっても、当消防は、何らの責任も負わないものとします。

(4) 天災・事変などの非常事態のためN e t 1 1 9が正常に利用できない場合、当消防は、何らの責任も負わないものとします。

(規約改定)

当消防は、本規約を随時改訂することができるものとします。当消防は本規約を改訂した場合、その都度、改定後の本規約を松山市ホームページ内に掲示することで利用者に告知するものとし、改定後の本規約はこの掲示の時点で効力を生じるものとします。

(協議と管轄裁判所)

N e t 1 1 9に関連して利用者、当消防ないし第三者との間で疑義、問題が生じた場合、その都度誠意をもって協議し、解決するものとします。なお、疑義、

問題が解決しない場合、この紛争の第一審専属的合意管轄裁判所は松山地方裁判所又は松山簡易裁判所とします。

(バージョンアップ実施までの機能制限)

文中に※を付した次の機能は、平成31年度中(改元後の新年号初年度を含みます。以下同じ。)に予定しているシステムバージョンアップ実施後に利用できることになる予定です。

- (1) 「他の人にお願ひする」機能 (文中の※1)
- (2) 「よく行く場所」情報を使用した通報と地図操作で現在地を修正する機能 (文中の※2)
- (3) 通報時のチャット機能 (文中の※3)
- (4) 「練習する」機能 (文中の※4)

(お問い合わせ先)

松山市消防局通信指令課

電話 089-926-9103

FAX 089-926-9198

電子メール sbtuusin@city.matsuyama.ehime.jp